第一条第一項第二号中「有限責任事業組合契約登記簿」の下に「、限定責任信託登記簿」を加え、「三百キロバイト」を「三メガバイト」に改め、同条第二項第三号中「若しくは有限責任事業組合契約登記簿の登記記録に記録されている登記事項の数が二百を超える場合又は当該登記記録に係る情報量が三百キロバイト」を「、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿の登記記録に係る情報量が三メガバイト」に、「又は有限責任事業組合契約登記簿」を「、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿」に、「又は組合状態区」を「、組合状態区又は信託状態区」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

○環境省令第七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百五十二号）の施行に伴い、及び環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第三の十の項の第三欄の規定に基づき、環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令

環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する環境省令で定める値は、六十二デシベルとする。

附　則

この省令は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人京都大学大学文書館の項中「吉田本町」を「吉田河原町一五の九」に改める。

○金融庁告示第十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の六十七第一項の規定に基づき、取引情報蓄積業務を行う者を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　商号　ＤＴＣＣデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社

二　主たる営業所の所在地　東京都港区海岸一丁目二番二十号

三　指定をした日　平成二十五年三月八日

○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第二十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分二厘」を「年一分一厘」に、「年一分三厘五毛」を「年一分二厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分二厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分一厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分一厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第五十号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二・三二パーセント」を「二・二四パーセント」に改める。

第二号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二・二四パーセント」を「二・一三パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第五十一号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二・三二パーセント」を「二・二四パーセント」に改める。

第二号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二・二四パーセント」を「二・一三パーセント」に改める。

告　示

○内閣府告示第三十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、